

スポーツ産業の成長促進事業委託要項

平成29年3月29日
スポーツ庁次長決定
一部改正
平成30年2月13日
一部改正
平成31年2月4日
一部改正
令和2年2月3日
一部改正
令和3年3月4日
令和4年3月29日
一部改正

1. 趣旨

スポーツ分野の産業化を進めることにより、スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の充実に再投資する好循環を成立させることは、持続可能なスポーツの振興に資する。また、大規模国際大会等を契機にスポーツを通じた経済活性化に期待が高まっている。

このような中、「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日）等を踏まえ、2022年以降も展望しつつ、スポーツ産業の成長産業化を推進していくことが必要である。

本事業では、スポーツの成長産業化の実現を図るため、最新テクノロジーを活用した先進事例の創出やデータ活用の仕組みづくりの検討、スポーツ界と他業界の共創による新事業創出支援、まちづくりや地域活性化の核となるスタジアム・アリーナの選定・国内外の先進事例を踏まえた次世代のスタジアム・アリーナの在り方を検討するための調査を行う。

2. 事業の内容

本事業では、以下の取組を実施する。

(1) スポーツ×テクノロジー活用推進事業

スポーツの「する」「みる」「ささえる」場面におけるテクノロジーを活用した先進的な取組を収集・支援するとともに、新しい収入源の確保に向けたスポーツデータの利活用における仕組みづくり等の検討を行う。

(2) スポーツオープンイノベーション推進事業

スポーツ界と他業界の共創により、新事業が持続的に創出される社会の実現に向けて、新事業の創出支援、国内の優良事例の顕彰、情報発信を行うとともに、地域におけるスポーツを核としたオープンイノベーションプラットフォーム(SOIP)構築を支援する。

(3) スタジアム・アリーナ改革推進事業

まちづくりや地域活性化の核となるスタジアム・アリーナの整備を推進するため、モデルとなる対象施設の選定及び海外における先進事例の収集などを含めた次世代のスタジアム・アリーナの在り方の検討を行うための調査を行う。

3. 事業の委託先

本事業の委託先は、法人格を有する団体（以下「団体」という。）又は地方公共団体とする。

4. 委託期間

本事業の委託期間は、契約を締結した日から当該年度の3月31日までとする。

5. 委託手続

- (1) 団体又は地方公共団体が事業の委託を受けようとするときは、委託事業実施計画書（別添1）をスポーツ庁に提出すること。
- (2) スポーツ庁は、上記により提出された委託事業実施計画書等の内容を確認し、適切であると認めた場合、団体又は地方公共団体と委託契約書を取り交わし、事業を委託する。

6. 委託経費

- (1) スポーツ庁は、予算の範囲内で事業に要する経費（設備備品費、人件費、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) スポーツ庁は、本事業の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が委託要項又は委託契約書等に違反したとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、委託費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

8. 事業完了（廃止等）の報告

受託者は、本事業が完了したとき（中止・廃止の承認を受けたときを含む。）は、委託事業完了（廃止）報告書（別添2）及び支出を証する書類の写を、終了した日から10日を経過した日、又は当該年度の契約期間満了日のいずれか早い日までに、スポーツ庁に提出しなければならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) スポーツ庁は、上記8.により提出された委託事業完了（廃止）報告書について審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託者へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、本事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) スポーツ庁は、受託者における本事業が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) スポーツ庁は、委託事業の実施に当たり、受託者の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) スポーツ庁は、必要に応じ本事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 受託者は、委託事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) 委託事業の実施に伴い発生した著作権は、原則としてスポーツ庁に帰属させるものとする。
- (6) 受託者は、委託事業の実施に当たり、成果報告書等成果物のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示しなければならない。
- (7) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に際して疑義等が生じた場合には、ス

ポーツ庁と受託者において協議のうえ決定する。